私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項

| | 事項 | 対象となる私立の学校等 |
|----------|---|---|
| 学校に関する事項 | 学校の設置・廃止、設置者の変 更、閉鎖命令 | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校 |
| | 収容定員に係る学則の変更 | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等 学校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校 |
| | 学科、全日制、定時制、通信制の 課程の設置・廃止、広域の通信制 の課程に係る学則の変更 | 高等学校、中等教育学校(後期課程) |
| | 小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止、高等部における通信教育の開設・廃止 | 特別支援学校 |
| | 高等課程、専門課程、一般課程の 設置・廃止、目的の変更 | 専修学校 |
| | 1. 収益事業の種類の定め7. 収益事業の停止命令2. 寄附行為の認可8. 学校法人の解散命令3. 寄附行為の補充9. 組織変更の認可4. 解散事由の認可又は認定10. 収容定員超過の是正命令5. 学校法人に対する措置命令11. 予算の変更勧告6. 役員の解任勧告12. 役員の解職勧告 | |
| その他 | 無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令 審議会委員の解任 | |